



## 報告 | Research Report

子育て世代の居住地移動に与える影響 - 島根県邑南町おおなんちょうの検討 -  
**Social Mobility Trends among Young Families with Small  
 Children – A case study of Ounan city in Shimane prefecture**

宮本恭子（島根大学法文学部）

Miyamoto Kyoko, Ph.D. Associate Professor, Faculty of Law &amp; Literature, University of Shimane

## 摘要

地方創生と連携した子育て支援策の充実が、地方自治体の重要な政策のひとつとして関心を集めている。本研究の目的は、島根県邑南町を対象に、子育て世代の居住移動の傾向と子育て支援策との関連について検討することである。邑南町では、他の自治体に先んじて人口減少地域としては思い切った子育て支援策の充実を打ち出したことが、合計特殊出生率の上昇や子育て世代の移住者の増加という一定の政策効果につながった。その背景には、過疎地域という地域特性を最大限に活用した子育て支援策を実現できたこと、「子育て支援の充実を町の活性化につなげる」という先進性がメディアの目を引き、それが町全体の子育て支援充実の機運を高める好循環につながったことが大きいことが確認できた。

## I はじめに

近年では、20代～30代の子育て世代が地方へ引越す子育て移住に注目が集まっている。NPO法人「ふるさと回帰支援センター」の調査では<sup>1)</sup>、センターの利用者の年代の推移を見ると、20代～30代の若者世代が大幅に増えており、2008年（20代4.0%、30代12.0%）から2015年（20代16.1%、30代28.7%）と、20代、30代が全体の45%になった。これに対し50代～60代は、2008年（50代27.9%、60代35.1%）から2015年（50代16.3%、60代12.8%）と、全体の63%から29.1%に半減した。地方への移住といえば、退職したシニアのセカンドライフというのがこれまでのイメージであるが、近年では20～30歳の出産世代・子育て世代で地方への移住の関心が高まっている。

若者の地方への移住希望が増加している背景としては、国が地方創生・人口減少克服に向けて政策を総動員していることが大きい。若者世代が自らの希望に添って、地方で生活し、結婚、出産、

子育てができる環境の整備を行うため、国は地方自治体に対し、できる限りの支援策を講じることを掲げている。地方創生が重要政策となる中、地方自治体が支援策を打ち出していることも若者の地方への移住促進の大きな流れとなっているであろう。

「地方創生をテーマとした自治体首長へのアンケート調査」によれば<sup>2)</sup>、「地域活性化のために力を入れている政策」では、「子育て支援」をあげた自治体は63.8%（136件）にのぼった。続いて「観光促進」が45.5%（97件）、「産業振興」「地場企業の振興」「医療福祉」がほぼ横並びで60件前後の回答であった。このように、子育て支援が自治体の重要政策に位置づけられる中、少子化対策に多くの予算がつくようになっている。ただ、果たしてそれが効果的に使われているのか、同じ予算でより効果の高い施策がないか、といった子育て支援の政策コストの検証の必要性についての指摘もある<sup>3)</sup>。このこととも関連して、少子化対策の水準差による子育て期家庭の居住地移動の差について

みると、少子化対策を調べ、より良い子育て環境を理由に転入してくる市民が多いことも指摘されている<sup>4)</sup>。さらに、子育て支援政策が出生率と子どもの移動にどのような影響を及ぼすのかという実証分析においては、自治体の子育て支援政策、特に保育所の整備状況は、当該自治体の子どもの出生に与える影響はないが、他自治体から子どもを持つ親の移動を招く誘因となることが明らかになっている<sup>5)</sup>。

このように、子育て支援政策は若者の移住希望に一定の効果を与えることが明らかになっているが、少子化対策が充実し、自然に恵まれたより良い子育て環境が整っていても、雇用機会がなければ、居住地移動に結びつくとは考えづらい。この点について、経済的に安定した社会では、移動要因のなかで経済的なものの占める割合が大きく、職業的理由は人口移動の意思決定の重要な要因であることが、人口移動理論でも指摘されている<sup>6)</sup>。若年者が地方に定着するには、その地域に就業機会があることがきわめて重要な条件である。地方自治体は子育て世代の居住地移動に影響を与える理由だと論じられてきたこれらの要因を参考にし、若者の移住・定住対策を検討することが課題となる。しかし、筆者の知る限りでは、子育て支援や雇用機会の確保等の全体的な枠組みで子育て世代の居住地移動に与える影響を検討した研究はまだ十分ではない。

そこで本稿では、子育て世代の移住希望者を増やすための政策的支援の在り方を検討するために、子育て世代の居住地移動の傾向と子育て支援策との関連について検討することを目指す。そのために、少子化対策の展開の経緯を整理して子育て支援の政策特性を検討し、子育て支援策の展開の実態を検討するとともに、政府統計および資料を収集・整理して子育て世代の居住地移動の傾向をマクロレベルでの分析を行い、子育て世代の居住地移動に影響を与える子育て支援策の課題について考察する。

本論文は以下のように構成される。本論文では島根県邑知郡邑南町（以下、邑南町）を対象とする。邑南町を対象にした理由は、島根県は、「ふるさと回帰支援センター」の調査では、2015年の移住希望地の順位が前年の8位から3位に大幅に上昇し<sup>1)</sup>、邑南町は「日本一の子育て村構想」を掲げる子育て先進地域に位置づけられると考えたからである。第Ⅱでは、少子化対策の展開の経緯を整理して子育て支援の政策特性を明らかにする。第Ⅲでは、邑南町の子育て支援策の実態を検討する。第Ⅳでは、人口移動に関する基本的な統計資料として、住民基本台帳に基づく移動統計を用いて邑南町の子育て世代の人口移動の傾向を明らかにする。「おわりに」で、結論を述べる。

## Ⅱ 少子化対策と子育て支援の政策特性

### 1. 少子化対策の展開の経緯

「少子化」という言葉は、1992年の国民生活白書「少子社会の到来、その影響と対応」から使われ始めたこととされる<sup>7)</sup>。少子化がテーマとして取り上げられた背景には、1990年に、前年の合計特殊出生率が調査開始以来最低となった「1.57 ショック」として注目されたことがある。ただ、当時は政府が子どもを増やすための対策を講じることに、支持が得られにくい状況にあった。1986年に男女雇用機会均等法が施行され、女性が仕事を持つことがようやく認められた時期であったため、再び女性を家庭に戻すような政策には、女性の理解が得られにくかったことが考えられる。加えて、戦時中の「産めよ増やせよ」をスローガンとする人口政策を想起させたこともあった。また、合計特殊出生率は1.57まで下がったが、当時は人口もまだ増えていたので、少子化は必ずしも問題とは捉えられていなかった<sup>7)</sup>。

そのため、その後政府は少子化対策ではなく、1994年に「今後の子育て支援のための施策の基本的方向について（エンゼルプラン）」を策定した。

その基本的視点は、子どもにとって安全な生活環境、ゆとりある教育など、幅広い内容を含むものであった。具体化された主な取り組みは「緊急保育対策等5か年事業」であり、低年齢児保育など、当時の女性の社会進出への対応に限定するかたちで子育て支援が進められた。

少子化に政府がどう対応すべきかについては、その後人口問題審議会において議論された<sup>7)</sup>。ここでは、大きく二つのことが確認された。一つは少子化が「概ねマイナスの影響」であると確認されたこと、もう一つは政府として、少子化の「影響」への対応と少子化の「要因」への対応の二つが必要であり、この二つが「少子化対策」と定義されたことである。影響への対応とは、少子化で労働力が不足することへの対応である。一方、要因への対応とは、少子化の要因に働きかけることにより、出生率の回復を期待して取り組む施策であり、固定的な男女の役割分業や雇用慣行を是正し、子育て支援の効果的な推進を図ることである。この報告書を契機として、少子化の要因への対応としての少子化対策が前面に出てくることとなる。

1998年には「少子化への対応を考える有識者会議」が設置され、その提言をふまえて政府は1999年に、中長期的に進めるべき総合的な少子化対策の指針として「少子化対策推進基本方針」を定めた<sup>7)</sup>。その後、少子化の主な要因であった晩婚化に加え、「夫婦の出生力そのものの低下」という新しい現象がみられたことから、少子化の流れを変えるためのもう一段の少子化対策（少子化対策プラスワン）が検討された。少子化対策プラスワンでは、地域における子育て支援が打ち出された<sup>7)</sup>。

2003年には少子化社会対策基本法が施行された。この法律に基づき、政府は少子化に対処するための施策の指針として大綱を策定した。同年には、次世代育成支援対策推進法（以下、次世代法）も公布された。次世代育成支援という用語はこの法律から使われ始めるが、これは「次世代を担う子どもを育成する家庭を社会全体で支援する」とい

う意味である<sup>7)</sup>。次世代法では、地方公共団体に、次世代育成支援に関する行動計画の策定を求めた。次世代法は10年間の期限が設けられていたが、2013年に法の有効期限がさらに10年間延長され、現在に至っている。

このように、「1.57ショック」当時は政府も少子化への対応に慎重であったが、出生率の低下に歯止めがかからないなか、少子化対策が強化されていった。特に、これまで「子育て支援」と言われていた領域に、少子化社会対策基本法の施行とあわせて「次世代育成支援」という言葉が当てられた背景には、子育て支援を少子化対策の一環として明確に位置付ける意図が感じられる。

次いで、民主党が政権についた2009年以降、少子化対策にはかなりの方向転換があった。民主党政権では、子ども手当、高校無償化など、子ども・子育て支援の充実が図られた。自民党と民主党の政権交代を含む2009年秋～2013年には、子ども手当以降に経済的支援の強化が進んだことに加え、子育て支援システムの包括的見直しの検討が進められて、子ども・子育て関連3法の成立、消費増税に伴う新制度への7000億円の財源確保が実現した。

## 2. 子育て支援と地方創生

その後も政府は、結婚・妊娠・出産・育児の「切れ目ない支援」を掲げ、2013年8月には「少子化危機突破タスクフォース（第2期）」が発足した。第2期のタスクフォースでは、地域の実情に応じた「切れ目ない支援」の重要性が指摘され、地域少子化対策強化交付金が創設されたほか、人口目標の設定についても検討が行われた。これは2014年5月に、日本創生会議により消滅可能性のある自治体のリストが公表されたことに加え、政府の「選択する未来」委員会の中間整理で、50年後に1億人程度の安定した人口構造を保持するという目標設定の必要性が指摘されたことなどから、タスクフォースでも議題となったものである。



2015年3月には、子ども・子育てビジョンに次いで3回目となる少子化社会対策大綱が策定された。これには、子ども・子育てだけでなく、これまで取り組まれていなかった結婚や妊娠に関する支援を充実させることが示されている。また、行政による結婚支援も新たに加わった。5つの重点課題には、「子育て支援策を一層充実させる」「男女の働き方改革を進める」の従来の取り組み以外に、新たに「若い年齢での結婚・出産の希望が実現できる環境を整備する」「多子世帯へ一層の配慮を行い、3人以上子供が持てる環境を整備する」「地域の実情に即した取組を強化する」が挙げられている。

2014年以降、少子化・人口減少問題は最大の国難の一つとされ、少子化対策は国政における最重要課題として大きく取り上げられるにいたった。国は「従来の子育て支援を中心とした少子化対策のみならず、地域活性化、女性の活躍推進、若者の雇用対策、定住促進等の関連政策との連携など、様々な施策を総動員し、「政府内に戦略本部を置くなど政府を挙げた抜本的な少子化対策」を行うとされ、今後、一層の少子化対策メニューの検討と充実、財源配分の強化がめざされている。こうして子育て支援は、少子化対策のみならず、地域活性化等との連携という、大きな方向転換を迎え、様々な施策との連携のもと、「地方創生」と連携した取り組みの推進などが新たに加えられた<sup>8)</sup>。

「地方創生」においては、「目指すべき将来の方向」として、将来にわたって「活力ある日本社会」を維持することが掲げられ、その実現のために、人口減少に歯止めをかけなければならないとしている。若い世代の希望が実現すると、出生率は1.8程度に向上することが見込まれることを示している。地方が責任をもってこの地方創生の戦略を推進できるよう、財政支援を国が行うことによって、地方公共団体が自主性・主体性を発揮して地方創生に取り組むことが期待される。また、地域の実情に応じたきめ細かな施策を可能にする観点から

矢継ぎ早の少子化対策と連携した取組を推進する地方創生策、交付金の配分がみられる。このように、少子化対策に注目する地方創生は2014年に安倍首相が政権の目玉に掲げたテーマであるが、2016年現在は首相が昨年に表示した「一億総活躍社会の実現」に押され、その存在感は乏しい。

2015年9月に行われた自民党総裁選において再選された安倍首相は、アベノミクスは第2ステージに移ったとして、新たな「ニッポン一億総活躍プラン」を提唱した。“誰もが家庭で、職場で、地域で、もっと活躍できる社会を作る”と述べ、新たな3本の矢を掲げて一億総活躍社会の実現を目指すと強調した。そして2015年度補正予算と2016年度予算案で一億総活躍社会に関連した予算が計上された。一億総活躍社会を実現するために放たれた新たな3本の矢は、強い経済、子育て支援、社会保障である。新3本の矢の目標値は、それぞれ「GDP600兆円」、「希望出生率1.8」、「介護離職ゼロ」である。

一億総活躍社会に関連した予算については、2015年度補正予算は歳出総額3.3兆円のうち約1.1兆円、2016年度予算案では訳2.4兆円が計上されている。第2の矢の子育て支援については、補正予算では、子育て支援に511億円、3世代同居促進に161億円などである。2016年度予算案では、出生率の引き上げのために保育所の新設や家計支援に約1.5兆円が計上されている。中身は児童扶養手当の引き上げに1,746億円、1人親・多子世帯への支援に3,436億円、教育費負担軽減に1,417億円などである<sup>9)</sup>。こうして地方創生から「一億総活躍社会の実現」へと権の軸足が変わり、地方創生で取り組んでいた子育て支援は、一億の国民を活躍できる社会へと導く目玉政策として「ニッポン一億総活躍プラン」に主舞台を移した。

次に子育て支援が以上のような国政における最重要課題として取り上げられる2014年以前より、子育て支援策の充実を地域活性化の目玉政策に位置づけ一定の成果をあげている邑南町を対象に、

そこでの子育て支援策の実際と子育て世代の居住地移動の傾向を検討する。

### Ⅲ 邑南町の概観

#### 1. 地勢と産業・交通

邑南町は、島根県松江市から約 110 キロ離れた県中南部に位置し、西側は浜田市、北側は江津市・川本町・美郷町、南側は広島県安芸高田市・北広島町の広島県北部に囲まれた面積 4,192 km<sup>2</sup>の広大な地域である。中山間地に代表的な盆地の多い地形で、中国山地の 1,000m 級の急峻な地形も分布する中国山地の中央に位置する。地域とその周辺の気候は、日本海性気候に属し、夏から秋にかけては台風の影響を受け、冬季は降雪のために降水量が増えるという特徴がある。山陰地方でも特に積雪で生活条件の厳しい地域である。

邑南町の歴史は、江戸時代には、一部天領の所屬となり、たたら製鉄が最大の産業として地域の生活基盤を支えた。今でも地域には、たたら製鉄の遺構等の文化財が数多く残されている。主な産業は農業である。産業大分類別の就業者数をみると、就業者の割合は農業が最も多く、次いで医療・福祉、建設業となっている。中国地方最大の河川である江の川の清流と冷涼な気候を生かした米・高原野菜・ハーブ・和牛などの農産物は評価が高く、A 級グルメの町として町は宣伝している。

山々に囲まれた地域ながら交通網はしっかり整備されており、高速道路を利用すれば、町から広島市の中心部までの所要時間は 1 時間圏内というアクセスのよさである。広島市内へのアクセスの良さは、田舎暮らしに興味を持つ I ターン者や家庭の事情で町に戻る U ターン者にも魅力である。また、通勤・通学が充分可能な距離であることから、高速バスや自家用車を使って広島市内へ通勤・通学する町民も多い。「道の駅瑞穂」は、浜田自動車道のインターからアクセスしやすく、新鮮



図 1 島根県邑南町の位置

な野菜等を求めて広島などから多数の買い物客が来訪している。島根県側より広島市内からのほうがアクセスしやすいということもあり、広島県側の市場との結びつきが強い。このように邑南町は、

表 1 人口の推移 (単位: 人)

	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
邑南町	14,456	13,866	12,944	11,959	11,100
島根県	771,441	761,503	742,223	717,397	694,188
前回比増減率 (単位: %)					
	平成7~12年	平成12~17年	平成17~22年	平成22~27年	
邑南町	▲4.1	▲6.6	▲7.6	▲7.2	
島根県	▲1.3	▲2.5	▲3.3	▲3.2	

注: ▲はマイナス記号である。

出所: 総務省「国政調査」より作成。

表 2 年齢別人口数・割合 (単位: 人、%)

	年齢別人口	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年
邑南町	0~14歳	2,361 (15.6%)	2,030 (14.0%)	1,688 (12.2%)	1,425 (11.0%)	1,273 (10.6%)
	15~64歳	8,462 (56.0%)	7,511 (52.0%)	6,920 (50.0%)	6,402 (49.5%)	5,835 (48.8%)
	65歳以上	4,290 (28.3%)	4,915 (33.9%)	5,180 (37.3%)	5,117 (39.5%)	4,850 (40.6%)
島根県	0~14歳	143,884 (18.4%)	126,403 (16.4%)	111,982 (14.1%)	100,542 (13.6%)	92,218 (12.9%)
	15~64歳	494,253 (63.3%)	477,919 (62.0%)	460,103 (60.4%)	43,947 (59.3%)	414,153 (58.0%)
	65歳以上	142,061 (18.2%)	167,040 (21.7%)	189,031 (24.8%)	201,103 (27.1%)	207,398 (29.1%)
全国	0~14歳	18.2%	16.0%	14.6%	13.8%	13.2%
	15~64歳	69.7%	69.5%	68.1%	66.1%	63.8%
	65歳以上	12.1%	14.6%	17.4%	20.2%	23.0%

出所: 総務省「国勢調査」より作成。

表3 常住地による産業・15歳以上就業者数

	平成17年				平成22年			
	15歳以上 従業者数	自市区町村 で従業	県内他市区 町で従業	他県で従業	15歳以上 従業者数	自市区町村 で従業	県内他市区 町で従業	他県で従業
総数	6,716	3778 (56.3%)	468 (7.0%)	389 (5.8%)	5,942	3485 (58.7%)	457 (7.7%)	381 (6.4%)
<b>農業</b>	<b>1664 (24.8%)</b>	<b>150</b>	<b>13</b>	<b>9</b>	<b>1323 (22.3%)</b>	<b>183</b>	<b>6</b>	<b>8</b>
林業	16	10	4	0	73	50	16	1
漁業	4	1	0	0	4	2	0	0
鉱業	12	6	1	5	5	1	0	4
建設業	794	586	84	35	530	361	67	25
製造業	657	407	23	146	597	399	23	130
電気・ガス・水道	20	19	0	1	18	16	1	1
情報通信業	4	1	1	0	10	3	4	1
運輸業	178	93	32	42	241	132	43	48
販売・小売業	729	420	48	40	597	364	40	41
金融・保険	57	31	22	1	47	28	19	0
不動産業	0	0	0	0	2	1	1	0
飲食・宿泊業	126	63	7	10	192	122	13	8
<b>医療・福祉</b>	<b>1067 (15.9%)</b>	<b>911</b>	<b>74</b>	<b>56</b>	<b>1198 (19.3%)</b>	<b>1,010</b>	<b>81</b>	<b>79</b>
教育・学習支援業	315	245	48	10	341	258	53	8
複合サービス業	315	282	25	8	162	149	9	4
サービス業 (他に分類されないもの)	468	289	43	24	179	98	27	12
公務 (他に分類されないもの)	285	233	43	2	259	209	42	1
分類不能産業	25	21	0	0	5	3	0	0

注：自宅で農業等に従業している者は記載していない。農業、医療・福祉の( )%は15歳以上従業者数総数に占める割合である。  
出所：国勢調査より作成。

人口約120万人の政令指定都市である広島市の郊外的位置づけをあわせ持つ農村地域に位置づけられる(図1参照)。

## 2. 人口構造

人口は、島根県、邑南町ともに減少傾向にあるが、邑南町の人口減少率は県と比べても大きい(表1)。また、邑南町は高齢化率(総人口に占める65歳以上の人口の割合)が2010(平成22)年に40.6%であるが、県(29.1%)、全国(23.0%)と、全国的に高齢化先進県である県と比べても高齢化が進んでいる。一方、総人口に占める年少人口の割合は、平成2年(15.6%)、2010(平成22)年(10.6%)であり、総人口に占める生産年齢人口の割合は、1990(平成2)年(56.0%)、2010(平成22)年(48.8%)と、減少傾向にある。年少人口の割合、生産年齢

人口の割合とともに、県及び全国と比べ低くなっている(表2)。このように、邑南町では人口減少・高齢化が全国及び県と比べ進んでいる。

## 3. 就業者の状況

表3に「平成17年、22年国勢調査」による就業者の状況を示した。これを見ると、2005(平成17)年の就業者数は、農業1,664人(24.8%)、医療・福祉1,067人(15.9%)と、これらで全体の就業者数の4割以上を占める。2010(平成22)年の就業者数は、農業1,323人(22.3%)、医療・福祉1,198人(19.3%)となっている。2005(平成17)年と比べ医療・福祉の就業者が増える傾向にあり、医療・福祉は雇用の大きな受け皿となっている。

就業者を就業地別に見てみると(表4)、町内で就業する者は、2005(平成17)年5,851人(87.1%)、

2010（平成22）年5,091人（85.7%）と、9割近くを占めるが減少傾向にある。一方、町外で就業する者は、2005（平成17）年857人（12.9%）、2010（平成22）年851人（14.3%）となっており、町外就業者のうち、県内他市町村で就業する者は、2005（平成17）年468人（町外での就業者に占める割合54.6%）、2010（平成22）年457人（同53.7%）であるのに対し、県外就業者は、2005（平成17）年389人（同45.4%）、2010（平成22）年381人（46.3%）となっている。また、県外就業者のうち広島県での就業者は、2005（平成17）年386人（県外就業者に占める割合99.2%）、2010（平成22）年380人（99.7%）と、県外での就業者は広島県内に集中している。とくに、地理的に隣接する広島県北部との結びつきが強い。このように、町内の地元雇用は農業と医療・福祉が主要産業であり、町外での就業は広島側へのアクセスの良さから広島県で

の就業者が多い。

#### 4. 子育て世代の現住地選択理由、移動理由

次に、子育て世代の邑南町への転入理由について見てみよう。これについては、データが公表されていないため、島根県庁統計調査課に依頼し独自に入手した資料により、転入理由を把握する。

これによると、20代の転入は、就職の理由によるものが多い。30代では、2012（平成24）年10月～2013（平成25）年9月の転入理由は、転勤10人、就職9人、結婚・離婚7人、退職・家庭の事情7人、住宅6人、その他6人、転職・転業4人、不詳1人となっている。2013（平成25）年10月～2014（平成26）年9月では、結婚・離婚14人、就職13人、転職・転業9人、住宅9人、転勤6人、退職・家庭の事情6人、その他5人となっている。

島根県の調査において、移動理由の選択肢とし

表4 就業地別就業者数（単位：人・%）

	平成17年				平成22年			
	総数 15歳以上年齢	15歳以上 就業者	15歳以上 通学者	(別掲)15歳 未満通学者を 含む通学者	総数 15歳以上年齢	15歳以上 就業者	15歳以上 通学者	(別掲)15歳 未満通学者を 含む通学者
就業者・通学者	7,199	6,716	483	1,298	6,328	5,942	386	1,130
自市町区で従 業・通学	6256 (86.9)	5851 (87.1)	397 (82.2)	1,204	5412 (85.5)	5091 (85.7)	321 (83.2)	1058
他市町区で従 業・通学	943 (13.1)	857 (12.9)	86 (17.8)	94	916 (14.5)	851 (14.3)	65 (16.8)	72
県内	523 (55.5)	468 (54.6)	55 (64.0)	58	497 (54.3)	457 (53.7)	40 (61.5)	41
浜田市	107	94	13	15	132	121	11	12
太田市	30	28	2	2	20	19	1	1
江津市	86	80	6	7	72	67	5	5
川本町	240	218	22	22	217	200	17	17
美郷町	41	34	7	7	42	42	—	—
その他県内 市町	19	14	5	5	14	8	6	6
県外	420 (44.5)	389 (45.4)	31 (36.0)	36	406 (45.7)	381 (46.3)	25 (38.5)	31
広島県	413 (98.3)	386 (99.2)	27 (87.1)	32	405 (99.8)	380 (99.7)	25 (100.0)	31
広島市	50	41	9	10	29	21	8	8
三次市	83	83	—	—	71	70	1	1
安芸高田町	48	48	—	—	40	40	—	—
北広島町	223	206	17	21	259	243	16	22
その他市町村	9	8	1	1	6	6	0	0
その他県外 都道府県	7	3	4	4	1	1	0	0

出所：総務省「住民基本台帳人口移動報告」より作成。

注：県内、県外の（ ）%は、他市町区で従業・通学に占める割合である。広島県の（ ）%は県外に占める割合である。



て「出産」「子育て」という選択肢がとくにない以上、既存の選択肢のなかで、「出産」「子育て」に関連した移動理由として挙げられるのは、「結婚・離婚」、「退職・家庭の事情」である。

#### IV おわりに

本稿では、子育て支援の政策特性を整理するとともに、島根県邑南町を研究対象として、子育て支援策の実際と子育て世代の居住地移動の傾向を検討した。これと併せ、子育て世代の居住地移動に影響を与える子育て支援策の課題について考察する。

1990年以降、少子化対策の始まりとともに子育て支援策は少子化対策の一環として位置付けられるようになり、充実が図られる。さらに、2014年以降、少子化対策は国政における最重要課題として大きく取り上げられると、子育て支援は少子化対策のみならず、地域活性化との連携という大きな方向転換を迎え、地方創生と連携した取り組み

が強調されるようになる。こうして、人口減少や高齢化問題を抱える多くの自治体は、地方創生と連携した子育て支援の充実を図ることで人口減少や少子化に歯止めをかけたいとして、若者の移住促進に力を入れるようになった。さらに、地方創生と連携した少子化対策は、「一億総活躍社会」の目玉政策へと軸足を移した。

こうした全国的な動きが始まる以前より、邑南町では、「一定の雇用機会の確保が期待できる都市部との近隣性」と「自然に恵まれた子育て環境」及び「過疎地域という過疎債を活用できる立場」を最大限に活用して、人口減少地域としては思い切った子育て支援策の充実を打ち出した。また、子育て支援策の充実を町の魅力としてのメッセージを込めて「日本一の子育て村構想」として発信してきたことがメディアの目を引き、それが町内での周知を徹底させ、「町全体で子育て支援策の充実に協力しよう」という町民の機運を高める好循環につながった。こうして、「町全体で子育て支援を行い、子どもを大事にする」という町の雰囲気

表 5 年齢階級・移動理由別転入者数（単位：人）

	平成24年10月～25年9月 移動理由									
	総数	転勤	就職	転職・転業	就学・卒業	結婚・離婚	住宅	退職 家庭の事情	その他	不詳
転入総計	247	31	50	20	6	26	11	50	51	2
0～14歳	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
15～19歳	2	0	0	0	1	0	0	1	0	0
20～29歳	101	10	39	8	5	13	0	16	12	1
30～39歳	52	10	9	4	0	7	6	7	6	1
40～49歳	23	4	1	3	0	4	1	4	10	0
50～59歳	22	6	1	2	0	0	1	6	6	0
60～64歳	18	0	0	3	0	0	1	11	3	0
65歳以上	29	1	0	0	0	0	2	18	18	0
	平成25年10月～26年9月 移動理由									
		転勤	就職	転職・転業	就学・卒業	結婚・離婚	住宅	退職 家庭の事情	その他	不詳
転入総計	241	33	55	22	6	29	17	40	39	0
0～14歳	4	0	0	0	1	1	0	2	0	0
15～19歳	14	0	8	0	1	0	1	3	1	0
20～29歳	69	9	27	8	4	11	2	5	3	0
30～39歳	62	6	13	9	0	14	9	6	5	0
40～49歳	25	10	4	2	0	2	0	6	1	0
50～59歳	23	8	2	2	0	1	1	4	5	0
60～64歳	17	0	1	1	0	0	1	6	8	0
65歳以上	27	0	0	0	0	0	3	8	16	0

出所：島根県統計情報課より入手した資料より作成。



や町民の意識の醸成につながる子育て支援策の展開となったことが、政策効果として期待される子育て世代の移住者の増加や合計特殊出生率の上昇に表れてきた可能性が考えられる。

今、地域に関心が集まっている。そこで中心となる課題は、地域経済の活性化、交流人口や UI ターン者誘致による人口対策であり、これらの関連政策の要となるのが、若年者・子育て世代の移住、定住促進である。しかし、自治体によってなされる移住、定住促進政策は、どれも似通っているように思われる。て支援策の充実についても、近隣の自治体との競い合いの状態にあり、医療費無料化や保育料無料化等の財源投入はヒートアップする一方である。

こうした中、政府は子育て支援策の政策効果を検証しなければならないが、邑南町に見られるように、「町全体で子育て支援策の充実に取り組もう」という意識の醸成・定着にまで持っていけるかどうか、子育て世代の移住者の増加につなげる課題であるといえよう。なお、邑南町では移住者をさらに増やすことと、受け入れた移住者の定着を図ることが今後の課題となってくるであろう。そのために、邑南町の子育て支援策は新たなステージの時期にあるといえよう。

最後に今後の課題について、述べておきたい。今後に残された課題は多い。本稿における検討については、子育て世代の移動理由を明確にすることはできなかつた。今後は、移動者個人に着目したミクロレベルでの分析を行い、移動理由について把握することが課題である。また、邑南町の今後の子育て支援策の展開とその政策効果を見ていくことも課題としたい。

## 謝 辞

島根県邑南町の定住課の担当者の皆様には、調査において資料をご提供いただき、貴重なご意見を賜

りました。ここに記して御礼申し上げます。

## 注 記

- 1) NPO 法人「ふるさと回帰支援センター」, ニュースリリース 2016 年 2 月 15 日 <<http://www.furusatokaiki.net/wp/wp-content/up>>
- 2) 事業構想大学大学院(2015)『月刊事業構想』月号, 12-18。
- 3) 阿部一知、原田泰 (2008) 「子育て支援策の出生率に与える影響 市区町村データの分析」『会計検査研究』38, 会計検査院, 1-16。
- 4) 東川薫 (2015) 「福祉行政サービス及び医療環境の地域差による高齢者・子育て期市民の居住移動」『四日市大学総合政策学部論集』4, 四日市大学, 63-87。
- 5) 中澤克佳、矢尾坂俊平、横山彰 (2015) 「子育て支援に関わる社会インフラの整備とサービスに関する研究—出生率・子どもの移動に与える影響と先進事例の検討—」『ファイナンシャル・レビュー』124 号, 財務省財務総合政策研究所, 7-28。
- 6) 倉田和四生 (1992) 「人口移動論」『関西学院大学社会学部紀要』65, 7-32。
- 7) 内閣府「平成 16 年版 少子化社会白書」[http://www8.cao.go.jp/shoushi/shoushika/whitepaper/measures/w-2004/pdf\\_h/pdf/g1050000.pdf](http://www8.cao.go.jp/shoushi/shoushika/whitepaper/measures/w-2004/pdf_h/pdf/g1050000.pdf) (最終アクセス: 2016/6/15)
- 8) 内閣府「平成 28 年版 少子化社会対策白書」<http://www8.cao.go.jp/shoushi/shoushika/whitepaper/measures/w-2016/28pdfhonpen/28honpen.html> (最終アクセス: 2016/6/15)
- 9) 財務省「一億総活躍社会の実現に向けた施策」<http://www.mof.go.jp/zaisei/matome/shaho/outline/04.html> (最終アクセス 2016/6/15)

(投稿: 2016. 06. 15)

(受理: 2016. 08. 02)